

# 第8回千葉市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日時 令和3年2月3日（水）13：30～  
場所 本庁舎3階 第一会議室

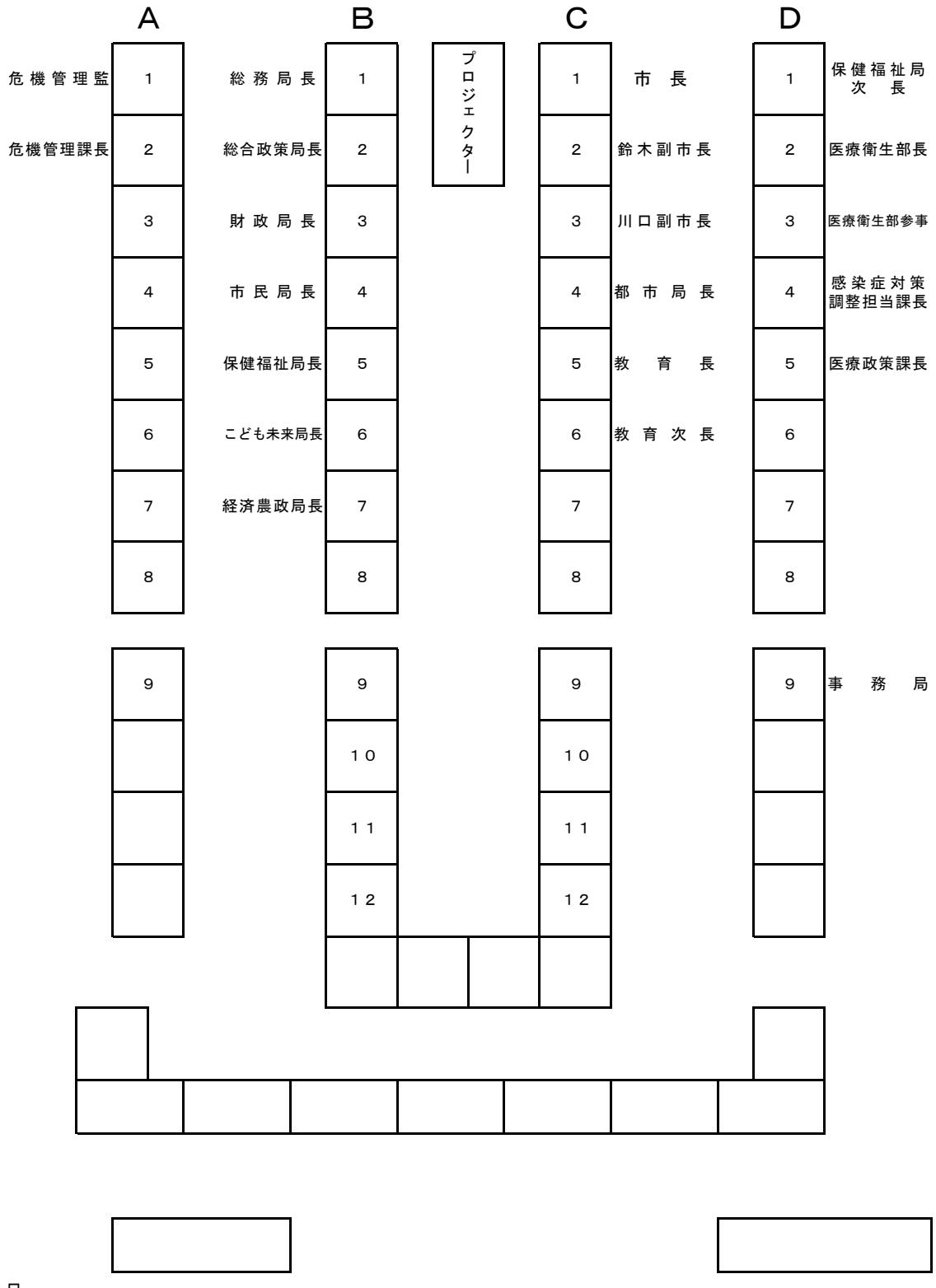
## 次 第

- 1 開会
  
- 2 本部長指示
  
- 3 議事
  - (1) 各部等からの報告
  
  - (2) 今後の対応
  
- 4 閉会

# 新型コロナウイルス感染症対策本部会議席次表（第8回）

令和3年2月3日  
第一会議室

		スクリーン	
--	--	-------	--



入口

入口

# 新型コロナウイルス感染症に関する情報（週報）



千葉市のデータは千葉市民に関するもの

1月31日時点

## 直近1週間の状況（先週比）

<b>千葉市 新規感染者数</b> （人口10万人あたり） ※1月25日～1月31日	38.0人（△25.5人）
<b>千葉市 陽性率</b> （1週間平均） ※1月25日～1月31日	6.8%（△2.1 <sup>ポイント</sup> ）
<b>千葉県 陽性率</b> （1週間平均） ※1月24日～1月30日	8.4%（△0.6 <sup>ポイント</sup> ）

## 新規感染者の状況（先週比）

<b>千葉市 現在の感染者数</b> ※1月31日時点	<b>重症</b>	3人（△1人）
	<b>中等・軽症等</b>	794人（△351人）

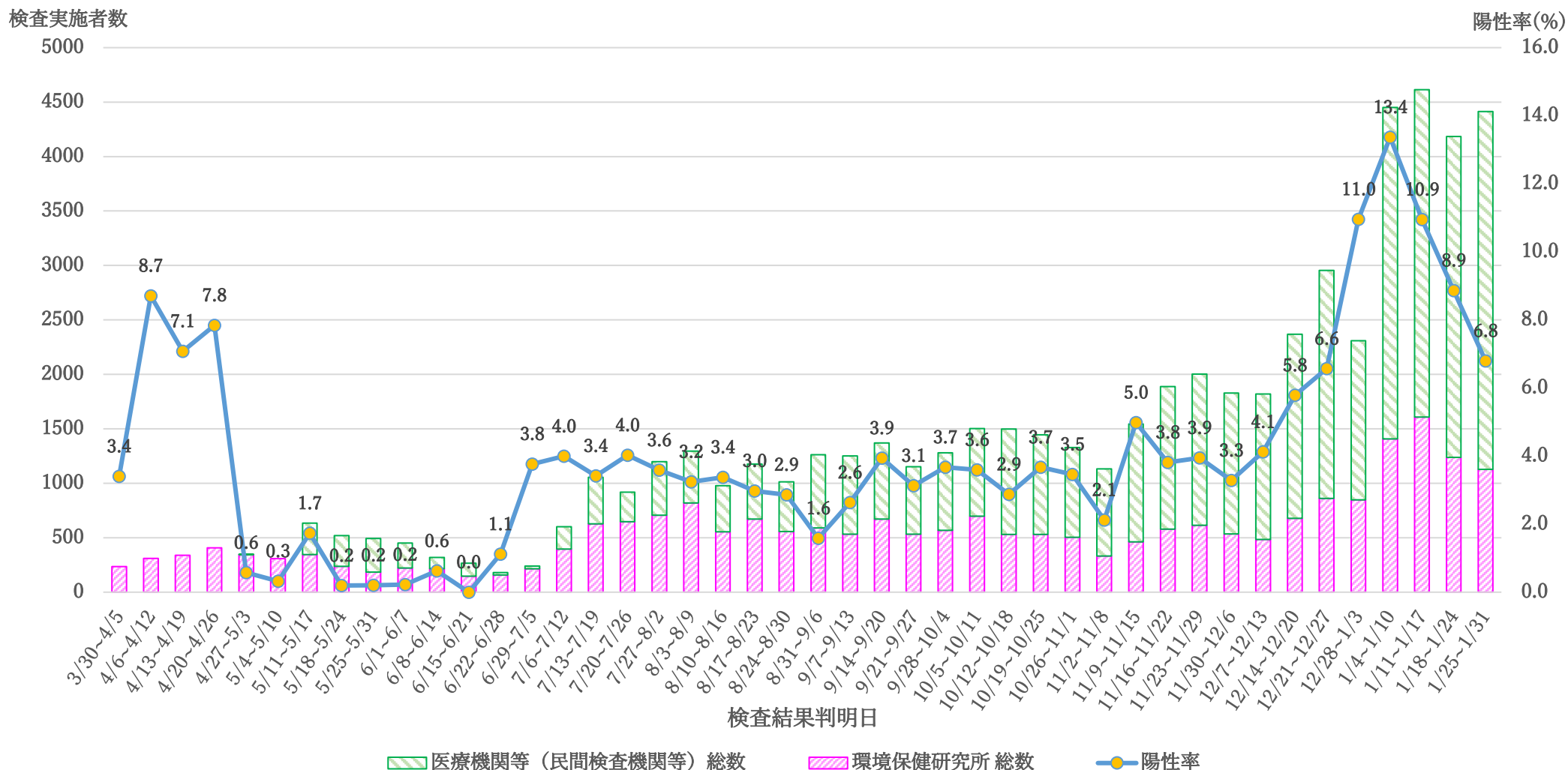
## 病床の状況

<b>千葉市の病床数から見た状況</b> （ステージ0～4） ※1月31日時点	<b>ステージ 4</b>
<b>千葉県の病床確保計画</b> （フェーズ1～4-2） ※1月31日時点	<b>フェーズ 4-2</b>
<b>千葉県 病床使用率</b> ※1月27日時点（先週比）	65%（+8 <sup>ポイント</sup> ）
<b>千葉県 重症病床使用率</b> ※1月27日時点（先週比）	61%（+13 <sup>ポイント</sup> ）

# 市内の検査場所別の検査実施数及び陽性率



1月31日時点

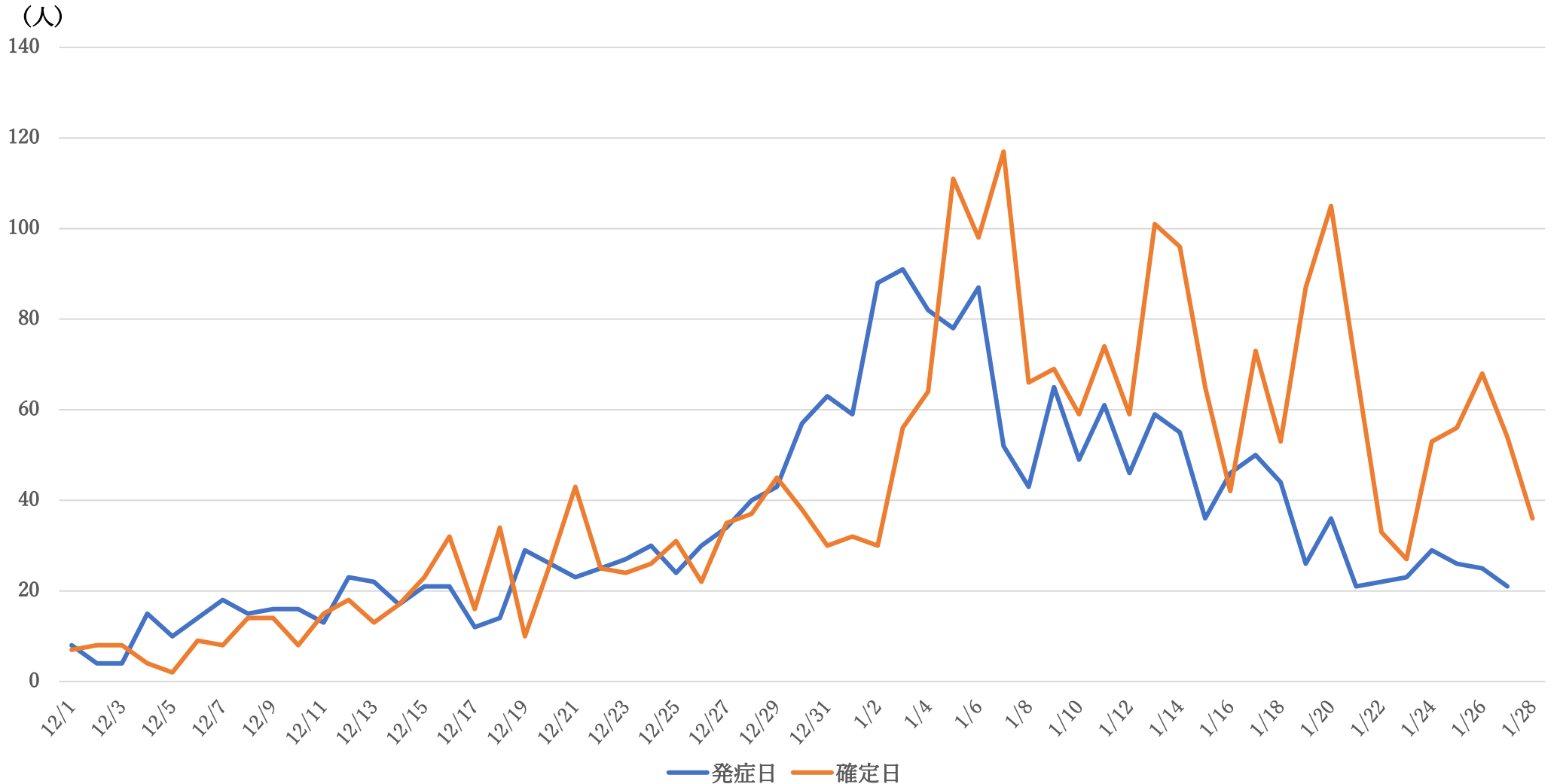


※医療機関等 (民間検査機関等) の検査実績等は、報告までにタイムラグがあるため、上記のデータは速報値です。後日、数値が更新される場合があります。

# 感染者数（発症日・確定日別）



2月2日発表分まで

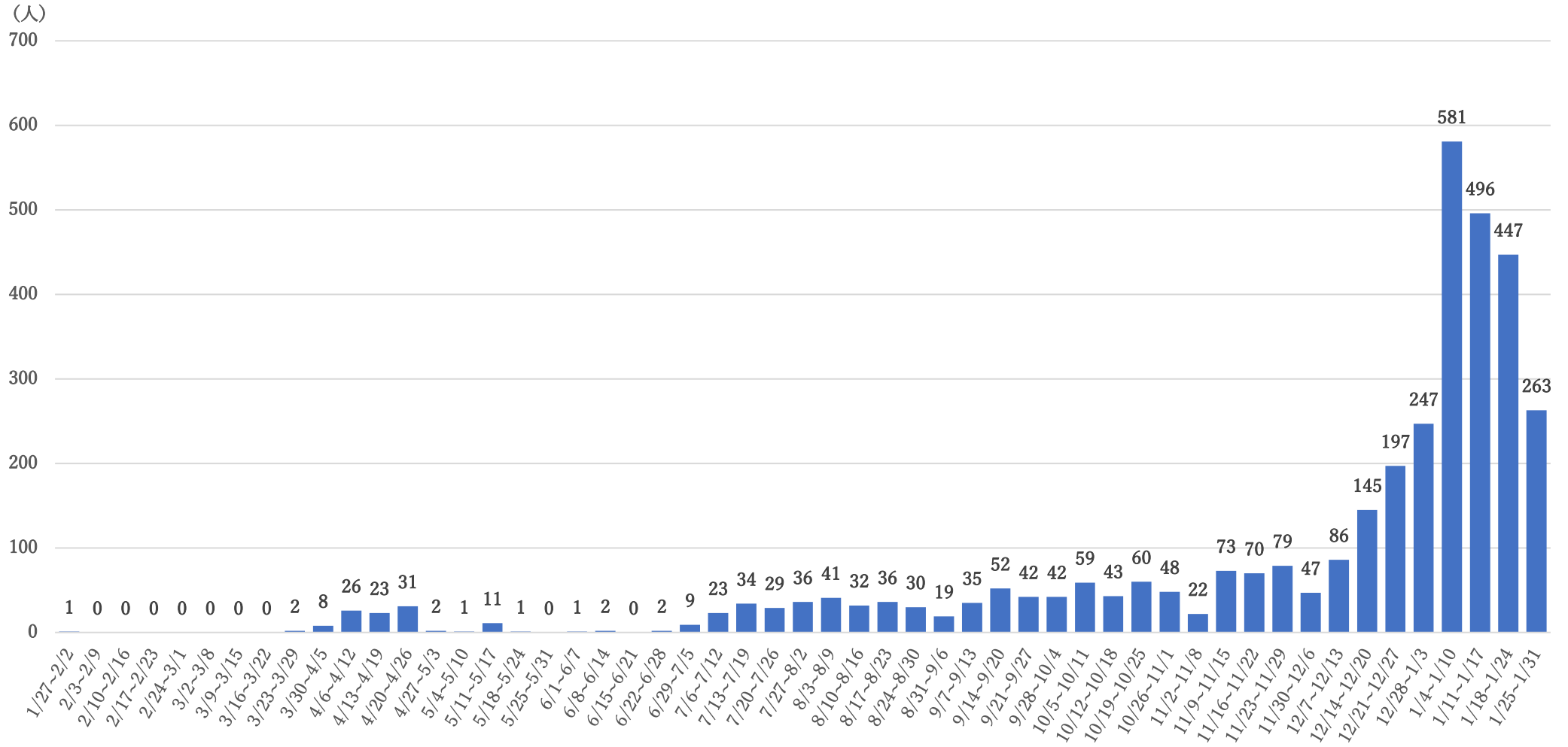


※発表済みの人数のみを集計しているため、後日更新される場合があります。

# 市内感染者の発生状況（確定日）



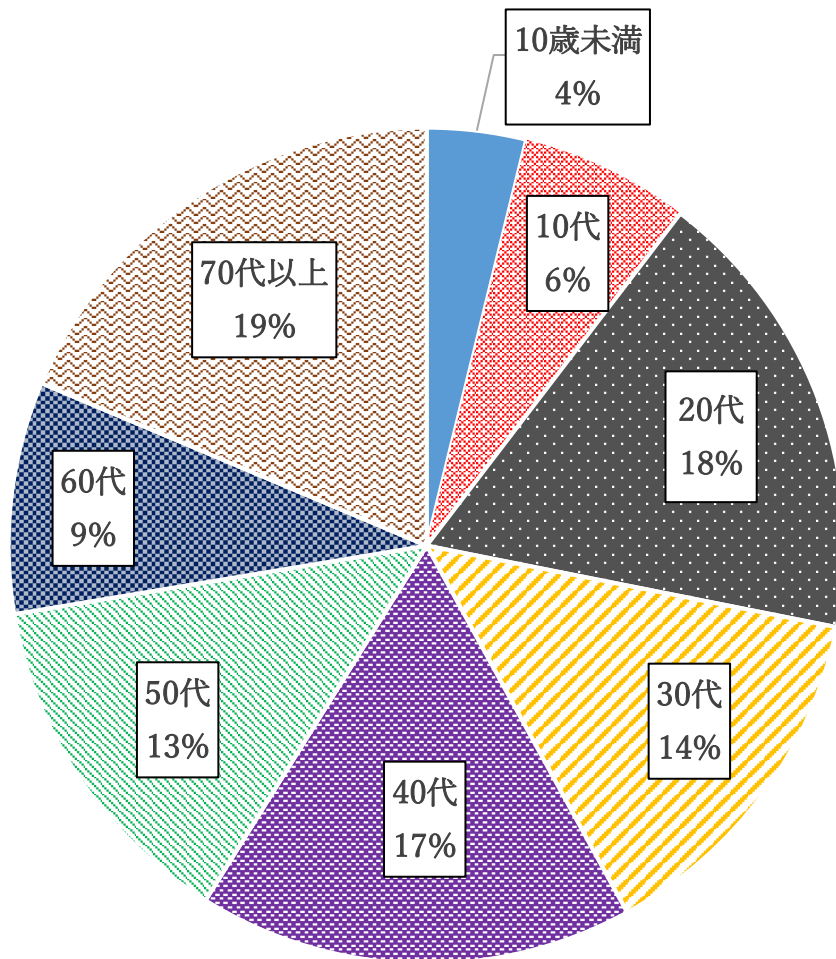
1月31日時点



※公表済みの人数のみ集計しているため、後日更新される場合があります。

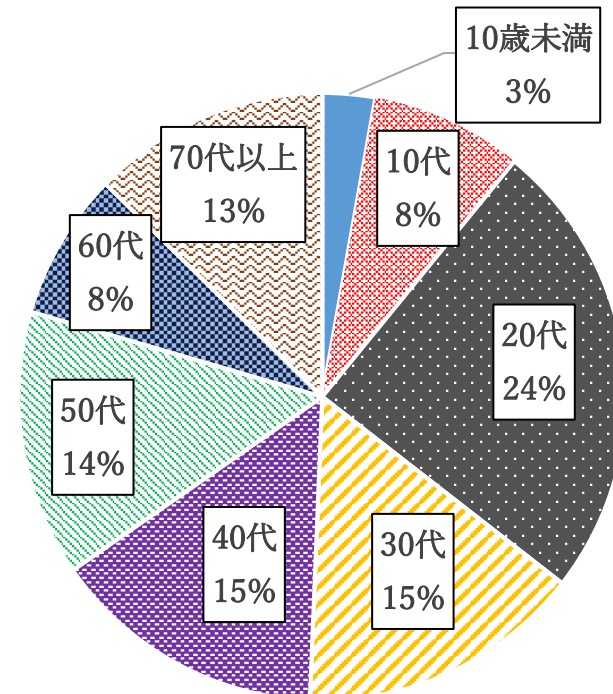
# 感染者の年代別内訳

直近2週間（令和3年1月18日～1月31日）



ここ2週間は、高齢者施設での集団感染の発生により、70代以上の割合が多くなっています。

参考：全期間（令和2年1月31日～令和3年1月31日）



# 新型コロナウイルス感染症対策本部（第54回）

日時：令和3年2月2日（火）

19時00分～19時20分

場所：官邸2階 大ホール

## 議 事 次 第

### 1. 開 会

### 2. 議 事

#### （1）新型コロナウイルス感染症への対応について

### 3. 閉 会

（配布資料）

資料1 厚生労働省提出資料

資料2 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更

資料3-1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の改訂について（概要）

資料3-2 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更案（新旧対照表）

資料3-3 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更案

資料4 緊急事態宣言の延長等を踏まえた経済支援策の全体像

参考資料 緊急事態宣言下での対策の徹底・強化についての提言

（令和3年2月2日（火）新型コロナウイルス感染症対策分科会）



## 基本的な考え方

- 緊急事態宣言の対象区域を埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県（10都府県）とする（栃木県を除外）。
- 緊急事態宣言の対象期間を、3月7日（日）まで延長（従前：2月7日（日）まで）。
- 今後の減少傾向を確かなものとするため、**これまでの対策を継続・徹底**するとともに、医療提供体制・検査体制の拡充等を図り、早期にステージⅢ・Ⅱを目指す。
- 緊急事態宣言の対象区域から**除外された地域においては、対策の緩和については段階的に行い**、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで継続。

### 【緊急事態宣言の対象区域における取組の徹底】

- 飲食店に対する20時までの**営業時間短縮要請の継続**（働きかけの強化、業種別ガイドライン遵守の徹底）。
- テレワークによる出勤者数**7割削減を更に徹底**。
- **不要不急の外出・移動等の自粛の継続・徹底**。
- **イベント開催制限**は、現行の取組（収容率1／2かつ5,000人以下）を継続。

### 【宣言対象区域から除外された都道府県の取組】

- 飲食店に対する営業時間短縮要請は当面継続。営業時間、対象地域は知事が判断。
- テレワークによる出勤者数7割削減の目標は当面継続、その後、段階的に緩和。
- 外出自粛要請は当面継続、その後、段階的に緩和。
- イベント開催制限は、段階的に緩和。

### 【医療提供体制・検査体制の拡充等】

- 特定都道府県における**高齢者施設の従事者等の検査の集中的実施計画**の策定、**その後も感染状況に応じ定期的に検査を実施**。高齢者施設等への**感染制御及び業務継続支援チームの派遣等**。
- **民間検査に関する環境整備**（民間検査機関に精度管理や提携医療機関の決定等を要請）。
- 医療機能に応じた役割分担を明確化した上での**病床の確保**。地域の実情に応じた**転院支援の仕組み**の検討等。
- 家庭内感染防止等のため、自宅療養における**健康フォローアップの強化等**。
- **職場における感染防止**のため、事業者自らが感染防止策の遵守状況を確認する取組の推進。

## 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（令和3年 月 日）（新旧対照表）

（主な変更点）

（下線部分は改定箇所）

変更案	現行
<p><b>序文</b></p> <p>（略）</p> <p>こうした感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況に鑑み、令和3年1月7日、政府対策本部長は、法第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行った。緊急事態措置を実施すべき期間は令和3年1月8日から令和3年2月7日までの31日間であり、緊急事態措置を実施すべき区域は東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県とした。</p> <p>令和3年1月13日には、<u>法第32条第3項に基づき、緊急事態措置を実施すべき区域に栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県を加える変更を行った。</u></p>	<p><b>序文</b></p> <p>（略）</p> <p>こうした感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況に鑑み、令和3年1月7日、政府対策本部長は、法第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行った。緊急事態措置を実施すべき期間は令和3年1月8日から令和3年2月7日までの31日間であり、緊急事態措置を実施すべき区域は東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県である。</p> <p><u>その後、令和3年1月13日に改めて感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、同日、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置を実施すべき区域に栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県を加える変更を行った。</u> <u>これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間は</u></p>

<p>その後、令和3年2月2日に、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、2月8日以降については、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置を実施すべき区域を埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の10都府県に変更するとともに、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年3月7日まで延長することとした。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、法第32条第5項に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。</p> <p>(略)</p> <p>一 <b>新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実</b> (略) 新型コロナウイルス感染症については、以下のような特徴がある。</p>	<p>令和3年1月14日から令和3年2月7日までの25日間である。</p> <p>(略)</p> <p>一 <b>新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実</b> (略) 新型コロナウイルス感染症については、以下のような特徴がある。</p>
--	---

(略)

- ・ 英国、南アフリカ等の世界各地で変異株が確認されている。国立感染症研究所によると、英国で確認された変異株 (VOC-202012/01) については、英国の解析では今までの流行株よりも感染性が高いこと（実効再生産数を 0.4 以上増加させ、伝播のしやすさを最大 70%程度増加すると推定）が示唆されること、現時点では、重篤な症状との関連性やワクチンの有効性への影響は調査中であることなど、また、南アフリカで確認された変異株 (501Y. V2) については、感染性が増加している可能性が示唆されているが、精査が必要であること、現時点では、重篤な症状との関連性やワクチンの有効性への影響を示唆する証拠はないこと等の見解がまとめられている。さらに、ブラジルから入国した患者等から、英国と南アフリカにおいて確認された変異株と共通の変異を認める変異株も確認されており、現時点では、より重篤な症状を引き起こす可能性やワクチンの有効性への影響を示唆する証拠はないこと等の見解がまとめられて

(略)

- ・ 英国、南アフリカ等の世界各地で変異株が確認されている。国立感染症研究所によると、英国で確認された変異株 (VOC-202012/01) については、英国の解析では今までの流行株よりも感染性が高いこと（実効再生産数を 0.4 以上増加させ、伝播のしやすさを最大 70%程度増加すると推定）が示唆されること、現時点では、重篤な症状との関連性やワクチンの有効性への影響は調査中であることなど、また、南アフリカで確認された変異株 (501Y. V2) については、感染性が増加している可能性が示唆されているが、精査が必要であること、現時点では、重篤な症状との関連性やワクチンの有効性への影響を示唆する証拠はないこと等の見解がまとめられている。

いる。

(略)

## 二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

(略)

## 三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(1) (略)

(2) サーベイランス・情報収集

① (略)

② 厚生労働省及び都道府県等は、感染が拡大する傾向が見られる場合はそれを迅速に察知して的確に対応できるよう、戦略的サーベイランス体制を整えておく必要がある。また、感染拡大の防止と社会経済活動の維持との両立を進めるためにも感染状況を的確に把握できる体制をもつことが重要であるとの認識の下、地方衛生研究所や民間の検査機関等の関係機

(略)

## 二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

(略)

## 三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(1) (略)

(2) サーベイランス・情報収集

① (略)

② 厚生労働省及び都道府県等は、感染が拡大する傾向が見られる場合はそれを迅速に察知して的確に対応できるよう、戦略的サーベイランス体制を整えておく必要がある。また、感染拡大の防止と社会経済活動の維持との両立を進めるためにも感染状況を的確に把握できる体制をもつことが重要であるとの認識の下、地方衛生研究所や民間の検査機関等の関係機

機関における検査体制の一層の強化、地域の関係団体と連携した地域外来・検査センターの設置等を迅速に進めるとともに、新しい検査技術についても医療現場に迅速に導入する。都道府県は、医療機関等の関係機関により構成される会議体を設けること等により、民間の検査機関等の活用促進を含め、PCR検査等の実施体制の把握・調整等を図る。さらに、厚生労働省は、PCR検査及び抗原検査の役割分担について検討・評価を行う。また、これらを踏まえ、検査が必要な者に、より迅速・円滑に検査を行い、感染が拡大している地域においては、医療・介護従事者、入院・入所者等関係者に対し、抗原定性検査やプール化検査法を含むPCR検査等による幅広い検査の実施に向けて取組を進めるとともに、院内・施設内感染対策の強化を図る。特定都道府県に対し、感染多数地域における高齢者施設の従事者等の検査の集中的実施計画を策定し、令和3年3月までを目途に実施するとともに、その後も地域の感染状況に応じ定期的に実施するよう求める。政府と都道府県

関における検査体制の一層の強化、地域の関係団体と連携した地域外来・検査センターの設置等を迅速に進めるとともに、新しい検査技術についても医療現場に迅速に導入する。都道府県は、医療機関等の関係機関により構成される会議体を設けること等により、民間の検査機関等の活用促進を含め、PCR等検査の実施体制の把握・調整等を図る。さらに、厚生労働省は、PCR検査及び抗原検査の役割分担について検討・評価を行う。また、これらを踏まえ、検査が必要な者に、より迅速・円滑に検査を行い、感染が拡大している地域においては、医療・介護従事者、入院・入所者等関係者に対する幅広いPCR等検査の実施に向けて取組を進めるとともに、院内・施設内感染対策の強化を図る。政府と都道府県等で協働して今後の感染拡大局面も見据えた準備を進めるため、厚生労働省は、財政的な支援をはじめ必要な支援を行い、都道府県等は、相談・検体採取・検査の一連のプロセスを通じた対策を実施する。

等で協働して今後の感染拡大局面も見据えた準備を進めるため、厚生労働省は、財政的な支援をはじめ必要な支援を行い、都道府県等は、相談・検体採取・検査の一連のプロセスを通じた対策を実施する。また、社会経済活動の中で希望により受ける民間検査については、民間検査機関に精度管理や提携医療機関の決定等を求めることにより環境整備を進めていく。

③～⑥ (略)

⑦ 政府は、変異株を迅速に検出するスクリーニング技術の普及、国内検体のゲノム解析の実施、変異株が発生した際の積極的疫学調査の支援など、国内の変異株の監視体制を強化する。

⑧・⑨ (略)

(3) まん延防止

1) 外出の自粛(後述する「4) 職場への出勤等」を除く)

特定都道府県は、法第45条第1項に基づき、日中

③～⑥ (略)

⑦ 政府は、変異株に対して迅速に診断するための検査キット等の開発の支援を進める。

⑧・⑨ (略)

(3) まん延防止

1) 外出の自粛(後述する「4) 職場への出勤等」を除く)

特定都道府県は、法第45条第1項に基づき、不要

も含めた不要不急の外出・移動の自粛について協力の要請を行うものとする。特に、20時以降の不要不急の外出自粛について、住民に徹底する。なお、その際、不要不急の都道府県間の移動や、感染が拡大している地域への不要不急の移動は、極力控えるように促す。

(略)

2) (略)

3) 施設の使用制限等(前述の「2)催物(イベント等)の開催制限」、後述する「5)学校等の取扱い」を除く)

① 特定都道府県は、法第24条第9項及び法第45条第2項等に基づき、感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を避ける観点から、飲食店に対して営業時間の短縮(20時までとする。ただし、酒類の提供は11時から19時までとする。)の要請を行うとともに、法第24条第9項に基づき、業種別ガイドラインを遵守するよう要請を行うものとする。

不急の外出・移動の自粛について協力の要請を行うものとする。特に、20時以降の不要不急の外出自粛について、住民に徹底する。

(略)

2) (略)

3) 施設の使用制限等(前述の「2)催物(イベント等)の開催制限」、後述する「5)学校等の取扱い」を除く)

① 特定都道府県は、法第24条第9項及び法第45条第2項等に基づき、感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を避ける観点から、飲食店に対する営業時間の短縮(20時までとする。ただし、酒類の提供は11時から19時までとする。)の要請を行うものとする。



要請に当たっては、関係機関とも連携し、営業時間の短縮等を徹底するための対策・体制の強化を行い、できる限り個別に施設に対して働きかけを行う。その際、併せて、事業者に対して、業種別ガイドラインの遵守を働きかける。

また、特定都道府県は、20時以降の不要不急の外出自粛を徹底すること及び施設に人が集まり、飲食につながることを防止する必要があること等を踏まえ、別途通知する飲食店以外の他の新型コロナウイルス等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号。以下「令」という。）第11条に規定する施設についても、同様の働きかけを行うも

要請にあたっては、関係機関とも連携し、営業時間短縮を徹底するための対策強化を行う。

法第45条第2項に基づく要請に対し、正当な理由がないにもかかわらず応じない場合には、法第45条第3項に基づく指示を行い、これらの要請及び指示の公表を行うものとする。政府は、新型コロナウイルス感染症の特性及び感染の状況を踏まえ、施設の使用制限等の要請、指示の対象となる施設等の所要の規定の整備を行うものとする。

また、20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することや、施設に人が集まり、飲食につながることを防止する必要があること等を踏まえ、飲食店以外の他の新型コロナウイルス等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号）第11条に規定する施設（学校、保育所をはじめ別途通知する施設を除く。）についても、同様の働きかけを行うも

のとする。

(略)

②・③ (略)

#### 4) 職場への出勤等

① 政府及び特定都道府県は、事業者に対して、以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。

(略)

- ・ 職場においては、感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等）や「三つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう促すこと。特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意するよう周知すること。さらに、職場や店舗等に関して、業種別ガイドライン等を実践するよう働きかけること。その際には、特に留意すべき事項の確認を促し、

のとする。

(略)

②・③ (略)

#### 4) 職場への出勤等

① 政府及び特定都道府県は、事業者に対して、以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。

(略)

- ・ 職場においては、感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等）や「三つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう促すこと。特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意するよう周知すること。さらに、職場や店舗等に関して、業種別ガイドライン等を実践するよう働きかけること。

遵守している事業者には対策実施を宣言させる等、感染防止のための取組を強く勧奨すること。

(略)

② 政府及び地方公共団体は、在宅勤務(テレワーク)、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を自ら進めるとともに、事業者に対して必要な支援等を行う。

③ 政府は、上記①に示された感染防止のための取組等を働きかけるため、特に留意すべき事項を提示し、事業者自らが当該事項の遵守状況を確認するよう促す。また、遵守している事業者に、対策実施を宣言させるなど、感染防止のための取組が勧奨されるよう促す。

5) (略)

6) 緊急事態措置を実施すべき区域から除外された都道府県における取組等

① 緊急事態措置を実施すべき区域から除外された都道府県においては、前述したように「対策の緩和については段階的に行い、必要な対策はステージ

(略)

② 政府及び地方公共団体は、在宅勤務(テレワーク)、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を自ら進めるとともに、事業者に対して必要な支援等を行う。

5) (略)

Ⅱ相当以下に下がるまで続ける」ことを基本とし、後述 7) に掲げる基本的な感染防止策等に加え、住民や事業者に対して、以下の取組を行うものとする。その際、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、対策を段階的に緩和する。また、再度、感染拡大の傾向が見られる場合には、地域における感染状況や公衆衛生体制・医療提供体制への負荷の状況について十分、把握・分析を行いつつ、迅速かつ適切に取組の強化を図るものとする。

・ 当面、法第 24 条第 9 項に基づき、日中も含めた不要不急の外出の自粛について協力の要請を行うこと。その後、地域の感染状況等を踏まえながら、段階的に緩和すること。

・ 当該地域で開催される催物（イベント等）に係る規模要件等（人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等）については、地域の感染状況等を踏まえながら、段階的に緩和すること。

・ 当面、法第 24 条第 9 項に基づく飲食店に対す

る営業時間の短縮の要請については、継続すること。なお、営業時間及び対象地域等については、地域の感染状況等に応じ、各都道府県知事が適切に判断すること。また、別途通知する飲食店以外の他の令第11条に規定する施設に対する営業時間の短縮等の働きかけについては、地域の感染状況等に応じ、各都道府県知事が適切に判断すること。

- ・ 職場への出勤等については、当面、「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進すること。その後、地域の感染状況等を踏まえながら、段階的に緩和すること。

② 政府及び都道府県は、再度の感染拡大の予兆を早期に探知するため、歓楽街等における幅広いPCR検査等（モニタリング検査）やデータ分析の実施を検討し、感染の再拡大を防ぐこと。

③ 都道府県は、①②の取組を行うに当たっては、あ

らかじめ政府と迅速に情報共有を行う。

7) (略)

8) 水際対策

- ① 政府は、水際対策について、変異株を含め、国内への感染者の流入及び国内での感染拡大を防止する観点から、入国制限、渡航中止勧告、帰国者の検査・健康観察等の検疫の強化、査証の制限等の措置等を、引き続き、実施する。特に、変異株については、当該国の変異株の流行状況、日本への流入状況などのリスク評価に基づき、検疫の強化等について検討する。なお、厚生労働省は、関係省庁と連携し、健康観察について、保健所の業務負担の軽減や体制強化等を支援する。

②・③ (略)

9・10) (略)

(4) 医療等

- ① 重症者等に対する医療提供に重点を置いた入院医療の提供体制の確保を進めるため、厚生労働省と都

6) (略)

7) 水際対策

- ① 政府は、水際対策について、変異株を含め、国内への感染者の流入及び国内での感染拡大を防止する観点から、入国制限、渡航中止勧告、帰国者の検査・健康観察等の検疫の強化、査証の制限等の措置等を、引き続き、実施する。なお、厚生労働省は、関係省庁と連携し、健康観察について、保健所の業務負担の軽減や体制強化等を支援する。

②・③ (略)

8・9) (略)

(4) 医療等

- ① 重症者等に対する医療提供に重点を置いた入院医療の提供体制の確保を進めるため、厚生労働省と都

道府県等は、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。

- ・ 重症者や重症化リスクのある者に医療資源の重点をシフトする観点から、令和2年10月14日の新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）の改正（令和2年10月24日施行）により、高齢者や基礎疾患のある者等入院勧告・措置の対象の明確化を行っており、都道府県等は、当該政令改正に基づき、地域の感染状況等を踏まえ、適切に入院勧告・措置を運用すること。

（略）

自宅療養等を行う際には、都道府県等は電話等情報通信機器を用いて遠隔で健康状態を把握するとともに、医師が必要とした場合には電話等情報通信機器を用いて診療を行う体制を整備すること。特に、病床のひっ迫等により自宅療養者等が多い都道府県においては、医師会等への業務委託を推進するとともに、パルスオキシメーターの貸

道府県等は、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。

- ・ 重症者や重症化リスクのある者に医療資源の重点をシフトする観点から、令和2年10月14日の新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）の改正（令和2年10月24日施行）により、高齢者や基礎疾患のある者等入院勧告・措置の対象の明確化を行っており、都道府県等は、当該政令改正に基づき、地域の感染状況等を踏まえ、適切に入院勧告・措置を運用すること。

（略）

子育て等の事情によりやむを得ず自宅療養を行う際には、都道府県等は電話等情報通信機器を用いて遠隔で健康状態を把握するとともに、医師が必要とした場合には電話等情報通信機器を用いて診療を行う体制を整備すること。

与等により患者の健康状態や症状の変化を迅速に把握できるようにするなど、環境整備を進めること。

(略)

- ・ 都道府県は、関係機関の協力を得て、新型コロナウイルス感染症の患者専用の病院や病棟を設定する重点医療機関の指定等、地域の医療機関の役割分担を行うとともに、病床・宿泊療養施設確保計画に沿って、段階的に病床・宿泊療養施設を確保すること。

特に、病床が ひっ迫 している場合、令和2年12月28日の政府対策本部で示された「感染拡大に伴う入院患者増加に対応するための医療提供体制パッケージ」を活用しつつ、地域の実情に応じ、重点医療機関以外の医療機関に働きかけを行うなど病床の確保を進めること。

その際、地域の関係団体の協力のもと、地域の会議体を活用して医療機能（重症者病床、中等症病床、回復患者の受け入れ、宿泊療養、自宅療養）

(略)

- ・ 都道府県は、関係機関の協力を得て、新型コロナウイルス感染症の患者専用の病院や病棟を設定する重点医療機関の指定等、地域の医療機関の役割分担を行うとともに、病床・宿泊療養施設確保計画に沿って、段階的に病床・宿泊療養施設を確保すること。

特に、病床が 逼迫 している場合、令和2年12月28日の政府対策本部で示された「感染拡大に伴う入院患者増加に対応するための医療提供体制パッケージ」を活用しつつ、地域の実情に応じ、重点医療機関以外の医療機関に働きかけを行うなど病床の確保を進めること。



に応じた役割分担を明確化した上で、病床の確保を進めること。

(略)

・ さらに、感染拡大に伴う患者の急増に備え、都道府県は、都道府県域を越える場合も含めた広域的な患者の受入れ体制を確保すること。

・ 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関の病床を効率的に活用するため、回復患者の転院先となる後方支援医療機関の確保を更に進めること。

・ また、効率的な転院調整が行われるよう、地域の実情に応じた、転院支援の仕組みを検討すること。

・ 退院基準を満たした患者について、高齢者施設等における受入れを促進すること。

②～⑥ (略)

⑦ 都道府県は、感染者と非感染者の空間を分けることなどを含む感染防止策の更なる徹底等を通して、医療機関及び施設内での感染の拡大に特に注意を払

(略)

・ さらに、感染拡大に伴う患者の急増に備え、都道府県は、都道府県域を越える場合も含めた広域的な患者の受入れ体制を確保すること。

②～⑥ (略)

⑦ 都道府県は、感染者と非感染者の空間を分けることなどを含む感染防止策の更なる徹底等を通して、医療機関及び施設内での感染の拡大に特に注意を払う。

う。

高齢者施設等の発熱等の症状を呈する入所者・従事者に対する検査や陽性者が発生した場合の当該施設の入所者等への検査が速やかに行われるようにする。また、感染者が多数発生している地域における医療機関、高齢者施設等への積極的な検査が行われるようにする。

また、都道府県は、高齢者施設等において感染者が一例でも確認された場合に、感染制御や業務継続の両面から支援するチームが、迅速に派遣を含めた支援を行う仕組みの構築に努める。政府は、この体制を構築するに当たり、各都道府県を支援する。

加えて、手術や医療的処置前等において、当該患者について医師の判断により、PCR検査等が実施できる体制をとる。

- ⑧ この他、適切な医療提供・感染管理の観点で、厚生労働省と都道府県は、関係機関と協力して、次の事項に取り組む。

(略)

高齢者施設等の発熱等の症状を呈する入所者・従事者に対する検査や陽性者が発生した場合の当該施設の入所者等への検査が速やかに行われるようにする。また、感染者が多数発生している地域における医療機関、高齢者施設等への積極的な検査が行われるようにする。

加えて、手術や医療的処置前等において、当該患者について医師の判断により、PCR検査等が実施できる体制をとる。

- ⑧ この他、適切な医療提供・感染管理の観点で、厚生労働省と都道府県は、関係機関と協力して、次の事項に取り組む。

(略)

- ・ レムデシビルやデキサメタゾンについて、必要

・ レムデシビルやデキサメタゾンについて、必要な患者への供給の確保を図るとともに、関係省庁・関係機関とも連携し、有効な治療薬等の開発を加速すること。特に、他の治療で使用されている薬剤のうち、効果が期待されるものについて、その効果を検証するための臨床研究・治験等を速やかに実施すること。また、重症化マーカーを含めた重症化リスクに関する臨床情報・検査や、重症患者等への治療方法について、現場での活用に向けた周知、普及等に努めること。

(略)

な患者への供給の確保を図るとともに、関係省庁・関係機関とも連携し、有効な治療薬等の開発を加速すること。特に、他の治療で使用されている薬剤のうち、効果が期待されるものについて、その効果を検証するための臨床研究・治験等を速やかに実施すること。

(略)

## 第21回 千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時：令和3年2月2日（火）

午後8時00分から

場所：本庁舎5階 特別会議室

### 1 開 会

### 2 議 題

（1）新型コロナウイルス感染症の発生状況等について

（2）緊急事態宣言の延長に伴う措置の内容について

（3）医療提供体制・検査体制の拡充等について

（4）その他

### 3 閉 会

# 案

令和3年2月2日  
千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について

令和3年2月2日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部長は、緊急事態宣言について、緊急事態措置を実施すべき期間を3月7日まで延長、実施すべき区域を千葉県を含む10都府県として指定するとともに、基本的対処方針を示しました。

これを踏まえ、県における対策の内容を、以下のとおりとします。

これ以上の感染拡大を何としても抑え、医療崩壊を止めるため、引き続き、県民・事業者の皆様の御理解・御協力をお願いします。

なお、内容については、今後も、国の動向、県内及び隣接都県の感染状況等を踏まえ、随時見直しを行っていきます。

### 1 基本的対処方針の概要 《変更なし》

- これまでの感染拡大期の経験や国内外の様々な研究等の知見を踏まえ、より効果的な感染防止策等を講じていく。
- 緊急事態措置を実施すべき区域においては、社会経済活動を幅広く止めるのではなく、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底する。すなわち、飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食につながる人の流れを制限することを実施する。具体的には、飲食店に対する営業時間短縮要請、夜間の外出自粛、テレワークの推進等の取組を強力に推進する。

### 2 県における基本的な考え方 《期間の延長》

- ① 国の基本的対処方針に沿った措置を行う。
- ② 感染リスクの高い場面、特に飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食につながる人の流れを制限することを実施する。
- ③ 県一丸となって感染防止対策に取り組むこととし、地域は千葉県全域、期間は国の方針を踏まえ3月7日までとする。

### 3 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請について 《期間の延長》

#### (1) 県民の皆様へ 【特措法第45条1項】

- 日中も含め、不要不急の外出・移動は自粛してください。特に、20時以降の不要不急の外出の自粛を徹底してください。

また、不要不急の都道府県間の移動や、感染が拡大している地域への不要不急の移動は、極力控えてください。

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては、外出の自粛要請の対象外とします。

- 「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人の距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を行ってください。

また、「10のポイント」「新しい生活様式の実践例」「感染リスクが高まる「5つの場面」」を参考に、感染対策を徹底してください。

- ※ 上記の資料については、千葉県ホームページに掲載しています。

「10のポイント」

URL: [https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/01\\_10points.pdf](https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/01_10points.pdf)

「新しい生活様式の実践例」

URL: [https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/02\\_new\\_life\\_style.pdf](https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/documents/02_new_life_style.pdf)

「感染リスクが高まる「5つの場面」」

URL: <https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/soti30.html>

#### (2) イベント主催者及び開催する施設の管理者の皆様へ 【特措法第24条9項】

期間：令和3年3月7日（日）まで期間を延長

- イベント参加者に対して、感染防止対策の徹底や、イベント前後の飲食を控えることを呼び掛けるなど、開催前後の「3つの密」及び飲食を回避するための方策を徹底してください。

- 催物開催にあたっては、業種別ガイドラインの徹底や、催物前後の「3つの密」及び飲食を回避するための方策の徹底ができない場合には、開催について慎重に判断してください。

- 開催にあたっての上限人数を以下のとおりとしてください。

- ・ 屋内、屋外ともに5,000人以下
- ・ 上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の50%以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人の距離を十分に確保できること（できるだけ2メートル）

- ※ 上記の人数制限の基準は、令和3年1月12日以降に、新規で販売される入場券等に適用します。

- ※ 上記の人数上限以外の条件の詳細については、引き続き千葉県ホームページに掲載している「イベントの開催制限等について」を十分に御確認ください

URL: <https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/event-limitation0915.html>

### (3) 事業者の皆様へ 【特措法第24条9項】

#### ① 県内全域の「飲食店<sup>\*1</sup>」・「遊興施設<sup>\*2</sup>のうち、食品衛生法における飲食店営業の許可を受けている店舗」の皆様へ

期間：令和3年3月7日（日）まで期間を延長

- 「20時から5時」は営業しないでください。
- 酒類を提供する場合は11時から19時までとしてください。
- 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底してください。

※1 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食させる営業が行われる施設を指します。

食品衛生法の飲食店営業許可や、喫茶店営業許可を受けている店舗等が該当しますが、宅配、テイクアウトサービス、自動販売機等は除きます。

※2 ネットカフェ、マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業自粛要請の対象から除きます。

※ 全期間御協力いただいた事業者の方には協力金を支給します。

※ 申請方法、必要書類については、別途、発表しますが、協力金の申請時に、営業時間の短縮を行ったことなどを確認できる書類を提出していただきますので、現在実施している協力金制度を参考に、記録をお願いします。

#### ② 県内全域の事業者等の皆様へ

- 職場への出勤は、外出自粛等の要請対象からは除かれるものですが、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進してください。
- 20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制してください。
- 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進してください。
- 職場においては、感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状がみられる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議等の活用等）や、「3つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう促してください。特に、職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意するよう、周知してください。
- 街頭の電飾などのイルミネーションは早めに消灯するようお願いいたします。
- 飲食につながる会合は、自粛してください。
- 職場や店舗等において、「感染拡大防止対策チェックリスト」により、感染拡大防止のための取組を適切に行うとともに、業種別の感染拡大予防ガイドライン<sup>\*</sup>が策定されている場合には、それを確実に実践し、感染拡大防止対策を徹底してください。また、業種別の感染拡大予防ガイドラインが策定されていない場合は、類似する業種のガイドラインを参考に対策を徹底してください。

※ 業種別のガイドライン

（内閣官房ホームページ）<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

○ 取り組んでいる感染拡大防止対策について、店舗等への掲示やホームページへの掲載により、県民にわかりやすく公表してください。

○ 下表に例示する国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「3つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、事業の継続をお願いします。

区分	事業内容	
医療体制の維持	病院、薬局、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売 等	
支援が必要な方々の保護の継続	介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係 等	
国民の安定的な生活の確保	インフラ運営関係	電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター 等
	飲食料品供給関係	農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販 等
	生活必需物資供給関係	家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販 等
	宅配・テイクアウト	—
	生活必需品の小売り関係	百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア 等
	家庭用品のメンテナンス関係	配管工・電気技師 等
	生活必需サービス	銭湯、理美容、ランドリー、獣医 等
	ごみ処理関係	廃棄物収集、運搬、処分 等
	冠婚葬祭業関係	火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者 等
	メディア	テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者 等
	個人向けサービス	ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備 等
社会の安定の維持	金融サービス	銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス 等
	物流・運送サービス	鉄道、バス、タクシー、トラック、郵便 等
	国防に必要な製造業・サービス業の維持	航空機、潜水艦 等
	企業活動・治安の維持に必要なサービス	ビルメンテナンス、セキュリティ関係 等
	安全安心に必要な社会基盤	河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理 等
	行政サービス等	警察、消防、その他行政サービス
	育児サービス	託児所 等



#### 4 緊急事態措置とあわせてお願いについて <<期間の延長及び項目の追加>>

##### (1) 県民の皆様へ ～飲食時は黙食～

飲食時は黙って食べましょう。

会話をする際は、必ずマスクを着用するようお願いいたします。

##### (2) 飲食店以外の施設の皆様へ

- ① 対象：運動施設又は遊技場、劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）

期間：令和3年3月7日（日）まで期間を延長

- 「20時から5時」は営業しないでください。
- 酒類を提供する場合は11時から19時までとしてください。
- 上限人数は5,000人かつ収容率は50%までとしてください。
- 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底してください。

※ 上記の人数制限の基準は、令和3年1月12日以降に、新規で販売される入場券等に適用します。

- ② 対象：遊興施設\*（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗を除く）、物品販売業を営む店舗（1,000平米超・食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売り場を除く）、サービス業を営む店舗（1,000平米超・生活必需サービスを除く）

期間：令和3年3月7日（日）まで期間を延長

- 「20時から5時」は営業しないでください。
- 酒類を提供する場合は11時から19時までとしてください。
- 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底してください。

※ ネットカフェ、マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設については、お願いの対象から除きます。

##### (3) イベント主催者の皆様へ

施設の管理者の皆様は、20時までの営業短縮をお願いしていることを踏まえ、イベント主催者の皆様も20時までの開催に御留意いただくようお願いいたします。

#### 5 その他の事項 <<期間の延長又は事業の中止>>

- ① 「Go To イート」について、食事券の新規発行の一時停止及び食事券・ポイントの利用を控える旨の呼びかけの期限「令和3年2月7日まで」（現行）を、「令和3年3月7日まで」に延長します。
- ② 「ディスカバー千葉」宿泊者優待事業について、全ての宿泊優待券の利用停止の期限「令和3年2月7日まで」（現行）を、「令和3年3月7日まで」に延長します。
- ③ 県が支援する団体バスツアーについて、支援対象期間を令和3年2月28日までとしていることから、事業を中止します。

【問い合わせ先】

下記以外

取材対応：健康福祉部健康福祉政策課 TEL043-223-2630

一般問合せ：特措法協力要請電話相談窓口 TEL043-223-4318

飲食店の営業時間短縮に関する事

取材対応：健康福祉部健康福祉政策課 TEL043-223-2630

一般問合せ：特措法協力要請電話相談窓口 TEL043-223-4318

ただし、協力金の申請手続に関する事

取材対応：商工労働部経済政策課 TEL043-223-2709

一般問い合わせ（専用コールセンター） TEL0570-003-894

Go To イートに関する事（5①関係）

取材対応：商工労働部経営支援課 TEL043-223-2790

一般問い合わせ（Go To イート千葉県事務局） TEL0570-052-120

ディスカバー千葉に関する事（5②関係）

取材対応：商工労働部観光誘致促進課 TEL043-223-2484

一般問い合わせ（一般コールセンター） TEL0570-054-389

県が支援するバスツアーに関する事（5③関係）

取材対応：商工労働部観光誘致促進課 TEL043-223-2484

一般問い合わせ（（公社）千葉県観光物産協会） TEL043-225-9170

## 医療提供体制・検査体制の拡充等

令和3年2月2日

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

今回、「基本的対処方針」（改訂）で示された次の事項について、国からの通知等を踏まえ、本県として必要な措置を推進していくこととする。

- 1 高齢者施設の従事者等の検査の集中的実施計画の策定、その後も感染状況に応じ定期的に検査を実施  
高齢者施設等への感染制御及び業務継続支援チームの派遣等
- 2 民間検査に関する環境整備  
(民間検査機関に精度管理や提携医療機関の決定等を要請)
- 3 医療機能に応じた役割分担を明確化した上での病床の確保  
地域の実情に応じた転院支援の仕組みの検討等
- 4 家庭内感染防止等のため、自宅療養における健康フォローアップの強化等

## 新型コロナウイルス感染症にかかる在宅療養者等への支援について

### 【現行の支援制度】

#### 1 健康観察

##### (1) 保健所からの架電による健康観察

【対象者】 在宅療養者等全員

【手 法】 保健所の看護師等が架電し、体温など16項目をヒアリングにより確認し健康観察を行う

##### (2) パルスオキシメーターの貸出

【対象者】 高齢者や咳等の一定の症状がある方や希望者を対象。また、救急要請のあった患者へは救急隊から貸与

【台 数】 12月中旬に10台から開始し、順次整備。1月中旬から500台。

【稼働状況】 貸出 ⇄ 回収を繰り返し、現在約470台を貸出中

##### (3) 保健所に臨時診療所を開設

【対象者】 在宅療養者等及び濃厚接触者

【手 法】 日曜・祝日に医師会、薬剤師会の協力により対面診療や電話診療を実施し、必要に応じてPCR検査を実施し、薬剤を処方。

#### 2 生活支援

##### (1) 食材セットの提供

【対象者】 在宅療養者のうち、同居者や親族など支援者がいない方

【セット】 常温保存のできる、パックご飯、乾麺、レトルト食品、缶詰など

【実 績】 11月下旬より支援を開始し、現在まで約60件配付

### 【今後予定する支援制度】

#### 1 健康観察

##### (1) 在宅療養者等相談窓口（電話相談窓口）

【対象者】 在宅療養者等

【体 制】 土日休日含む毎日昼間、看護師が対応

【開始時期】 2月上中旬予定

##### (2) LINEによる健康観察

【対象者】 在宅療養者等のうち、LINEや電子音声による健康観察を希望する方

【手 法】 LINEや電子音声を通じて体温や酸素飽和度などの質問に回答する。

LINEに回答がない場合は自動で架電し、電子音声による質問を行う。いずれにも回答がない場合、または回答内容に異常がある場合は保健所から架電。

【開始時期】 2月中旬予定

## 緊急事態宣言を踏まえた追加支援策

### ○住居確保給付金（家賃）

休業等に伴う収入減少等により住居を失うおそれのある方等に対して、家賃相当額を原則3か月（最長9か月（令和2年度中に新規申請した方は最長12か月））支給。（支給上限：住宅扶助特別基準額）

※ 令和3年3月31日までの間、住居確保給付金の支給が終了した方に対し、解雇以外の離職や休業等の伴う収入減少の場合でも、申請により3か月間に限り再支給が可能となりました。（令和3年2月1日 改正省令交付・施行）

### 主な支給要件

- 1 次の①②どちらかに該当すること。
  - ① 離職後2年以内であること。
  - ② 自己都合によらず就労機会等が減少し、就労状況が離職と同程度の状況であること。

### 2 収入要件

次の収入基準額（基準額＋支給家賃上限額）以下であること。（単位：円）

	単身世帯	2人世帯	3人世帯
基準額（月額）	84,000	130,000	172,000
支給家賃額（上限額）	41,000	49,000	53,000

### 3 資産要件

世帯の資産の合計が、次の金額以下であること。

	単身世帯	2人世帯	3人以上世帯
世帯全員の資産額	504,000	780,000	1,000,000

### 4 求職活動要件

誠実かつ熱心に求職活動を行うこと。

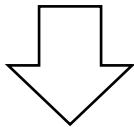
## 総合支援資金（特例）の再貸付等について

社会福祉協議会が行う個人向け緊急小口資金等の特例貸付について、緊急事態宣言の延長等に伴う経済的支援策として、総合支援資金の再貸付を全国で実施することとなりました。

### 1 制度の概要

#### 【現行】

緊急小口資金の特例貸付	最大 20 万円
総合支援資金の特例貸付	最大 20 万円×3 か月=60 万円
総合支援資金の特例貸付の延長	最大 20 万円×3 か月=60 万円
合 計	最大 140 万円を貸付



#### 【拡充】

緊急小口資金の特例貸付	最大 20 万円
総合支援資金の特例貸付	最大 20 万円×3 か月=60 万円
総合支援資金の特例貸付の延長	最大 20 万円×3 か月=60 万円
<b>総合支援資金の特例貸付の再貸付</b>	<b>最大 20 万円×3 か月=60 万円 ← 拡充</b>
合 計	最大 200 万円を貸付

### 2 対象世帯

特例貸付開始から令和3年3月末までの間に、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯。

### 3 申請期限

令和3年3月末まで

### 4 緊急小口資金の償還免除について

令和3年度又は令和4年度の住民税非課税を確認できた場合は一括免除。

※ 総合支援資金の償還免除要件については、引き続き国において検討。

(参考：本市の状況 令和3年1月27日時点 千葉市社会福祉協議会受付分)

緊急小口資金貸付申請件数 5,425 件

総合支援資金貸付申請件数 5,650 件

## 令和2年度補正予算(専決処分)の概要

今回の補正予算は、高齢者等に対する新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費のほか、急激な感染拡大への本市独自の緊急対策として、高齢者施設等におけるPCR検査等支援の強化や発熱等救急患者の受入支援に係る経費を、令和3年1月28日に専決処分したものである。

### 1 規 模

補正予算の規模		34億7,200万円
一般会計		34億7,200万円
補正後の予算規模	1兆	48億9,900万円
一般会計		5,919億3,500万円

[予算額については、百万円単位で整理した。]

## 2 補正予算の内容

(単位:千円)

事業名	金額	内容
1 感染拡大防止対策	3,172,015	<p><b>1 新型コロナウイルスワクチン接種 3,090,000</b></p> <p>新型コロナウイルスワクチンの速やかな接種体制を整備するとともに、高齢者等への無料接種を実施</p> <p>体制整備 コールセンター設置、接種券作成等</p> <p>接種開始 医療従事者 令和3年2月下旬～</p> <p>高齢者 令和3年4月以降</p>
		<p><b>2 高齢者施設等PCR検査等費用助成 82,015</b></p> <p>重症化リスクの高い高齢者等の介護施設等における感染拡大を防止するため、PCR検査等費用助成の補助率を引き上げ</p> <p>対象者 高齢者・障害者・救護施設の新規入所者 上記施設の従事者(通所・訪問含む)</p> <p>対象経費 希望により受けるPCR検査等費用</p> <p>補助率 2/3 → 10/10(令和3年2月1日～)</p> <p>補助上限額 15,000円</p>
2 医療機関の支援	300,000	<p><b>1 発熱等の救急患者の受入れを行う 300,000</b></p> <p><b>医療機関への支援</b></p> <p>新型コロナウイルス感染が疑われる発熱等救急患者の受入れを促進するため、医師等の感染により、病棟を閉鎖する医療機関に対し、業務の継続・再開を支援</p> <p>対象 発熱等救急患者受入れにより、医師等が新型コロナウイルスに感染し、2週間以上病棟を閉鎖した民間病院及び有床診療所</p> <p>支給額 100万円/床(閉鎖する病床数に応じて支給)</p> <p>上限額 3億円</p>